

【別表】

1 事業名	農作物有害鳥獣対策防除支援事業
2 事業目的 及び内容	有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、防止対策又は捕獲対策を行う団体等に対して、対策に要する経費の一部を助成する。
3 事業対象者	(1) 農業者が組織する団体又は町内会 (2) その他会長が特に認めた者及び団体 ※ただし、4 対象事業及び助成の内容の(4)、(5)については農業者に限らず、仙台市内の猟友会支部に入会し、有害鳥獣捕獲に従事しようとする者。
4 対象事業及び 助成の内容	(1) 農作物被害防止施設の設置 ① 国の補助事業の対象となる場合 対象事業費から国の補助金を除いた額の2/3以内 ② 国の補助事業の対象とならない場合 ア 防除用施設の延長が連続して概ね1,000m以上の場合 事業費の2/3以内（助成限度額1,000mあたり33万円） イ ア以外の場合 事業費の1/3以内（助成限度額100mあたり3万円） ※ 市内の農地に設置する場合に限る。 ※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 ※ 事業実施者において消費税仕入控除が発生する場合は、該当する消費税及び地方消費税は事業費の対象外とする。 (2) イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）購入 経費の1/2以内（助成限度額1基あたり6万円） ※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。 (3) わな猟免許試験講習会受講料に対する助成 農業者1人1回限り7,000円 (4) 銃猟免許試験講習会受講料に対する助成 1人1回限り7,000円 (5) 猟銃等初心者講習会受講料に対する助成 1人1回限り6,900円 ※(3)と(4)の助成を同時に受ける場合は、合計7,500円
5 採択基準	事業対象者が、有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、次のいずれかの対策を講じるとき (1) 農作物被害防止施設を設置するとき（イノシシ、ニホンザル、クマ、ニホンジカ、ハクビシン用に限る。また、修理や電源のみの購入は除く。） (2) イノシシ捕獲檻を購入するとき (3) わな・銃猟免許試験受験者用講習会を受講するとき (4) 猟銃等初心者講習会を受講するとき
6 備 考	平成14年4月1日協議会会長決裁 改正 平成19年5月21日協議会会長決裁 改正 平成21年5月15日協議会会長決裁 改正 平成27年5月18日協議会会長決裁 改正 平成28年6月2日協議会会長決裁 改正 平成29年5月31日協議会会長決裁 改正 平成30年6月5日協議会会長決裁 改正 令和2年6月5日協議会会長決裁